

平成30年8月5日  
名古屋港埠頭株式会社

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部改正について

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部を次のように改正します。

別表第1-2. 荷役機械の表から次の項を削ります。

飛島ふ頭南2号起重機 (飛島南2号)	コンテナ 荷役	94号岸壁 エプロン内	550	電動式、軌道走行式 ロープトオリ式橋型クレーン	
-----------------------	------------	----------------	-----	----------------------------	--

附 則

この一部改正は、平成30年8月5日から施行します。